南和歌山医療センター倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、南和歌山医療センター(以下「当院」という。)の職員が行う人間を直接対象とした医学研究及び医療行為(以下「研究等」という。)について審査を行い、ヘルシンキ宣言(1975年東京改正、1983年ベニス改正)の趣旨にそって、倫理的配慮を図ることを目的とする。

(審査対象)

- 第2条 この規程による審査の対象は、当院の職員が行う研究等に関し、職員 から申請された計画の内容とその成果の公表とする。
 - ただし、職員からの申請がない場合においても、第4条第2項に定める委員長が必要と認める場合は、審査の対象とする。
 - 2 臨床における倫理的な問題に関しては、別に定める臨床倫理検討部会で 検討し、倫理委員会にて結果承認を行う。

(倫理委員会の設置)

第3条 前条の審査について必要な審議を行うため、当院に倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

- 第4条 委員会の構成員及び委員長、副委員長、書記は南和歌山医療センター 会議及び委員会運営規程(以下「運営規程」という。)第8条別表2の とおりとする。
 - 2 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
 - 3 当院職員以外の学識経験者の委員への委嘱は院長が行う。
 - 4 第3項に定める委員の任期は、当該年度の3月31日限りとする。 ただし、再任を妨げない。
 - 5 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞く ことができる。
 - ただし、第8条に定める委員会の判定には参加することはできない。
 - 6 委員長は必要に応じオブザーバーとして院長に委員会の出席を求めることができる。

(委員会の審議理念)

- 第5条 委員会は、審議を行うにあたっては、特に次の各号に掲げる観点に留 意しなければならない。
 - (1)医学研究及び医療行為の対象となる個人(以下「研究対象者」という。) の人権の擁護。
 - (2) 研究対象者への不利益と医学上の利益又は貢献度の予測。
 - (3) 研究対象者の理解と自発的同意。

(審査の申請)

第6条 審査の依頼については、院長が行うこととする。

ただし、院長は、公衆衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために 緊急に研究及び医療行為を実施する必要がある場合には、倫理委員会の意見を 聴く前に許可を決定することができる。。

(委員会の開催及び議事)

- 第7条 委員会は、前条に基づく申請が有った場合及び委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。
 - 2 委員会は、委員等の3分の2以上が出席しなければ開くことができない
 - 3 委員等が申請者である場合は、その委員等は審議に加わることはできない。
 - 4 委員会は審議をするにあたって、申請者の出席を求め、申請内容等の説明を受け、また、必要な場合には参考人の出席を求め、その意見を聴することができる。
 - 5 委員会は、非公開とする。

(委員会の判定)

- 第8条 委員会の判定は、出席委員等全員の合意を原則とする。ただし、委員 が必要と認める場合は、記名投票により、3分の2以上の委員等の合意 をもって判定することができる。
- 2 第6条ただし書きの場合、事後、委員会に速やかに申請書を提出させ報告しなければならない。
 - 3 判定は、次の各号に掲げる表示による。
 - (1) 承認
 - (2)条件付承認
 - (3) 不承認
 - (4) 非該当

(委員会審議の記録)

第9条 審議の内容は記録と保存するものとする。

なお、委員会規程、委員会委員及び審議概要(申請者、研究課題、研 究要旨、判定結果)については、原則として公開するものとする

(迅速審査)

- 第10条 倫理委員会において審査する研究の申請案件について、次に該当する事項については迅速審査を行うことができる。
 - ① 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の 全体について共同研究機関において倫理委員会の審査を受け、その 実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
 - ② 研究計画書の軽微な変更に関する審査倫理委員会
 - ③侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
 - ④軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
 - 2 迅速審査は、倫理委員会委員長、副委員長、看護部長で行う。
 - 3 迅速審査は、倫理委員会に代わって審議し、承認を与えることができる。

この場合において、その結果を次回開催の倫理委員会に報告するものとする。なお、重大又は明らかに倫理的検討を要するものについては、 倫理委員会で審査するものとする。

4 迅速審査の承認に係る決定は、第2項の全員一致を原則とする。

(判定の通知)

- 第11条 委員長は委員会の審査の判定を書式5による通知書をもって、院長 に速やかに通知しなければならない。
 - 2 前項の通知をするにあたっては、審査の判定が第8条第3項第2号、 第3号及び第4号である場合には、その理由等を記載しなければならない。

(庶 務)

第12条 この委員会に関する事務は、事務部管理課で行う。

(雑 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、委員会の意見を聞き、院長がこれを定める。

附則

- 1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 1. 平成16年 9月 1日一部改正
- 1. 平成19年11月 1日一部改正
- 1. 平成21年10月 1日一部改正
- 1. 平成27年 4月 1日一部改正
- 1. 平成29年 6月 1日一部改正
- 1. 令和 4年 4月20日一部改正